## (様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

					(2)				
				資料番号	8-1		担当課	環境・ゼロカ	
								ーボン推進課	
		大気汚染防止法	根拠条項	9		不利益処 分の種類	ばい煙発生施設に係る構造等		
	法令名						の計画変更命令及び設置計画		
							O)	桑止命令	

大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)

(排出基準)

第三条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。

(計画変更命令等)

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準(第三条第一項の排出基準(同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。)をいう。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

### (様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

#### 処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	8-2		担当課	環境・ゼロカ ーボン推進課	
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	9		不利益処分の種類	の	い煙発生施設に係る構造等 計画変更命令及び設置計画 )廃止命令		

大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年六月二十二日号外厚生省、通商産業省令第一号)

### (いおう酸化物の排出基準)

**第三条** 法第三条第一項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

 $q = K \times 10^{-3} He^{2}$ 

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

- q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- K 法第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値
- He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

#### (ばいじんの排出基準)

第四条 法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気 圧の状態に換算した排出ガスー立方メートルにつき、別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及 び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げるばいじんの量とする。

# (有害物質の排出基準)

- 第五条 法第三条第一項の規定による有害物質(特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
  - 一 令第一条第一号から第四号までに掲げる有害物質 別表第三の第二欄に掲げる有害物質の 種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第四欄に掲げる有害物質の量
  - 二 窒素酸化物 別表第三の二の第二欄に掲げる施設 (熱源として電気を使用するものを除く。) の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量